

柏市地域防災リーダー講習会

**避難所運営委員会の必要性  
及び立ち上げまでの流れ  
及び導入後の効果について**







東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)





東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)





東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)





東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)



東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)





東日本大震災 避難所の様子(気仙沼 2011.7)





関東・東北豪雨 避難所の様子(2015.9.18)





関東・東北豪雨 避難所の様子(2015.9.18)





関東・東北豪雨 避難所の様子(2015.9.18)



熊本地震 益城町(4月15日 時事通信)





熊本地震 熊本市(4月19日 時事通信)



熊本地震 熊本市(4月21日 時事通信)





熊本地震 熊本市(4月24日 時事通信)



熊本地震 熊本市(5月14日 産経新聞)



# 避難所運営の基本的な考え方

避難所への避難が必要な震災等災害発生時は、市や学校職員も被災している前提で、住民が主体的に避難所を開設、運営できる体制構築を目指すことが必要。

「在宅避難者」への対応

- ← 地域の支援拠点になる避難所での在宅避難者の把握と支援の方法について、市と施策と連携して取り組む必要がある

「平時にできないことは、災害時にできない」が、求められるすべてを一度にクリアすることは難しい。

- 優先順位の高い順に取り組む心のゆとりも必要
- 平時の災害対策訓練の目標として段階的に取り組む

課題を課題として認識しているだけでも違う

課題をより多くの住民が共有認識として持つことが重要

# 震災が起きたら(3分・3時間・3日間)

**3分**

自分の身の安全を最優先で確保すること



**3時間**

家族や隣近所の安否を確認  
少しでも早く安全な場所に避難する



**3日間**

救援活動が本格化するまでにかかる時間  
地域の人たちで助け合って生きていくことが必要になる



# 時間の変化と問われる対応力

予防 発災直後

避難(所)生活

復興期

初期

展開期

安定期

長期化

啓発  
訓練  
交流  
など

初期消火  
救命救助  
避難誘導  
など

避難所開設  
受け入れ  
状況把握  
情報発信  
など

要配慮者・要支援者  
女性・子どもへの配慮  
多様なニーズの顕在化  
安全確保、二次避難所への移送  
在宅避難者支援、ボランティアとの連携  
各種情報・相談支援など

生活・住宅の  
再建相談  
避難所統合  
格差の顕在化  
など

まちの復興  
住宅再建協議  
託児・介護・医療  
ニーズなど

自治会・町会  
自主防災組織

避難所  
運営  
委員会  
など

避難所運営組織

基本：避難者中心の運営

多様なニーズへの対応体制

- 女性、子育て世代、要援護者世帯等への対応
- 負担の分散、介護・子育ての世帯の支援
- 過労死やうつ、生活再建上の不利益の防止

自主防災組織等

指定外避難所支援、在宅避難者支援  
防犯活動など

(必要に応じて)  
復興協議会等

# 避難所運営組織づくりのポイント

## 共助の基礎 = 人々の多様性への理解

高齢者、子ども、障害者、傷病者、外国人

性別はすべての属性に関わる

性自認、年齢、国籍や母語の違い、家族構成、就労状況…

多様性の理解



共助の力が発揮

## 男女の両方がリーダー・役員になる

方針決定に男性・女性の両方が参加する

男女の役割を固定しない

## さまざまな団体と連携する

地域の老人会、こども会、市民活動団体などと普段から連携、災害時に助け合える

体制づくりをする

## 隣近所の助け合いの仕組みづくり

近所づきあいで顔を見知って、助け合える関係づくりをする

## 多様な個人の意見を運営に反映

高齢者、子ども、若者、障害者、外国人など、多様な個人の意見を聞き、組織の運営に反映させる



# 避難所運営組織づくりのポイント

## 人権と安全

DVやストーカー被害者等のプライバシーを保護するため、性別や年齢に加えて「公開の可否」の記入欄を作成する

男女別、高齢者、妊産婦、子ども、外国人などの相談窓口の情報を種類別に整理する

## 平時の取り組み

地域の多様な住民が参加しやすい防災訓練(様々な開催日時、地域の他団体との連携)

具体的な避難所シミュレーション

普段からバリアフリー、多文化共生、男女共同参画のまちづくりを意識する

### 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(災害対策基本法第8条2の15)

### 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(災害対策基本法第49条の10)

# 避難所運営組織・役割分担例

本部長・副部長	
総務	運営委員会会議の事務局業務 避難者名簿管理 避難所記録の作成 生活ルールの作成 問い合わせへの対応 取材への対応 郵便物、宅配便の取り次ぎ ボランティア対応
情報	避難所外情報収集、整理 避難者への情報提供
救護	医療、介護にかかる相談、対応
環境	避難所のレイアウト作成 共用部分の管理 ごみ、風呂、トイレ、掃除、ペット、生活用水等の衛生管理 防火、防犯活動
食料・物資	食料及び物資の調達、受け入れ、管理及び配布・炊き出し
施設管理者	
市担当職員	



# 必要なものは事前に準備

避難所運営マニュアル

避難者カード(在宅避難者カード、ペット登録台帳)

外国人居住者が多い地域は外国語の案内

案内標識、避難所配置図、避難所ルール、取材者注意事項など

規制用ロープ、規制用テープ、パイロン

腕章

文房具類(はさみ、カッターナイフ、油性マーカー(赤・黒)、ボールペン、鉛筆、鉛筆削り等)

スケッチブック(無地コピー用紙)

ファーストエイドキット(ばんそうこう、三角巾など)

軍手、マスク

電源タップ(6個口)

ポリ袋(45リットル)ブルーシート

布粘着テープ、養生テープ

メガホン、保安指示灯、懐中電灯、アルカリ乾電池



体育館内・体育倉庫に  
保管



↑ 掲示札と文房具セット

文房具セットは訓練時使用不可

避難者カード



← 掲示物

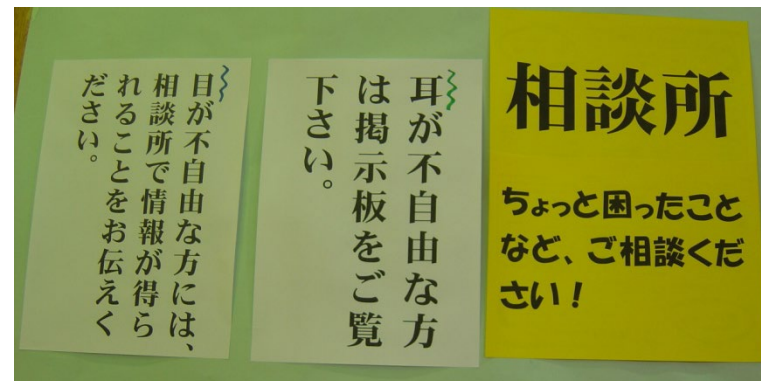
掲示物: 物資集積所





掲示物:救護所・救護室

相談所の開設



# 避難所のルール例

1. 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営する。
2. 避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを目途とする。
3. 避難者は、世帯(家族)単位で登録を行う。
  - ・ 避難所を退所するときは、転居先を連絡すること。
  - ・ 犬・猫など動物類は決められた場所で飼い主が責任を持って飼育すること。
4. 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管すること。
5. 職員室・保健室など、施設管理上、避難者が使用できない部屋がある。
  - ・ 「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等のはり紙の内容には必ず従うこと。
  - ・ 衛生面や、避難所運営の理由で、生活スペースを移動することがある。
6. 食料・物資等は、原則全員に公平に提供できるようになってから配付する。
  - ・ ただし不足する場合は、子供、妊産婦、高齢者、障害者等を優先して配付する。
  - ・ 食料・物資は、個人ではなく、世帯や地域グループごとに配付する。
  - ・ 在宅避難者は、原則として避難所に受け取りに来ること。
  - ・ 粉ミルク・紙おむつなどの要望は、個別対応するので担当者に申し出ること。
7. 喫煙は、所定の場所以外禁止とする。

このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で見直しを行う。



# 避難所のルール例

## <共同生活上のルール>

生活時間 起床・消灯時間

(廊下や防犯上必要な場所は常時点灯)

食事時間 朝食・昼食・夕食

TV・ラジオ等の放送時間、電話の使用時間他

清掃 個別割り当てスペース、共用部の清掃

特に共用部については避難者全員で協力

洗濯・ゴミ処理・プライバシーの保護

トイレの使用について

火気使用について 火気使用・喫煙スペース、時間等

夜間の警備体制について 施錠、当直、巡回の分担等

食料等の配布・伝達方法

ペットについて

# ペットとの同行避難

平常時から災害に備えるべき対策についての意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努めることが求められている。

## ◆ 飼い主が行うべき対策の例

### 平常時

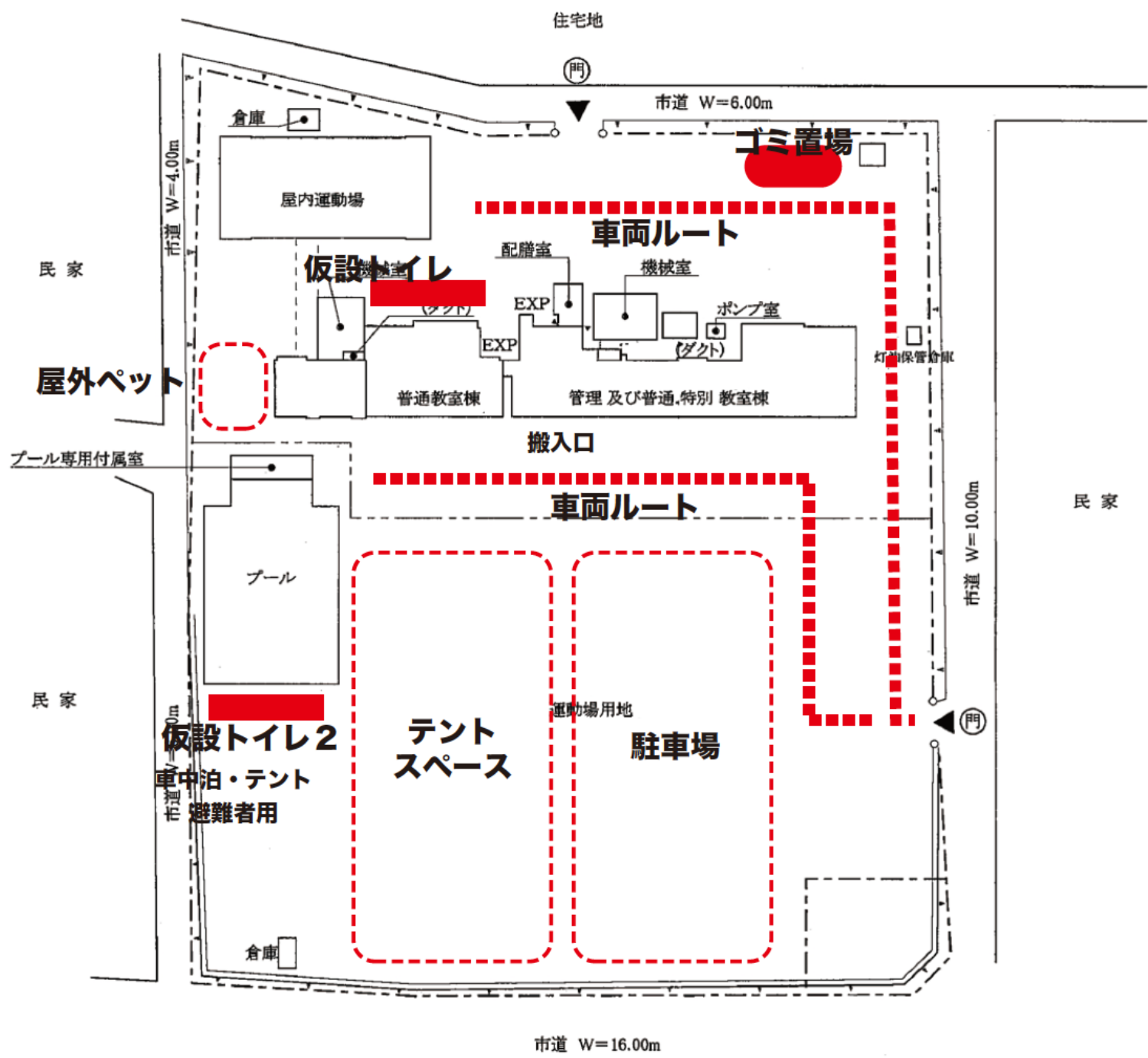
- 住まいの防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認等の準備

### 災害時

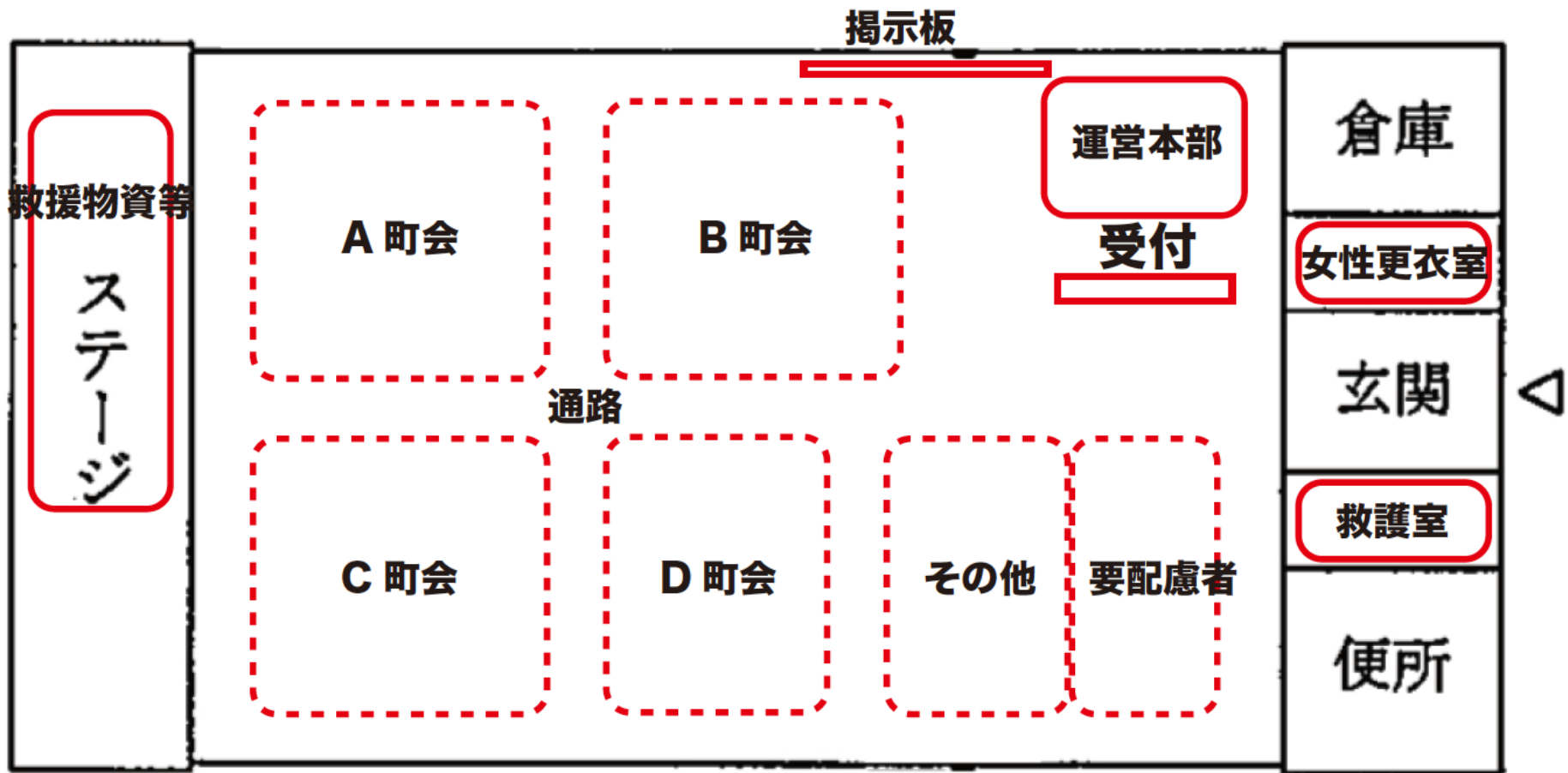
- 人とペットの安全確保
- ペットとの同行避難
- 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン(環境省)



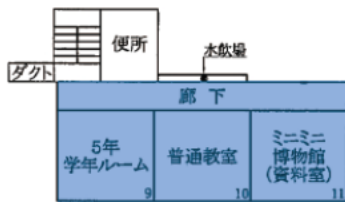




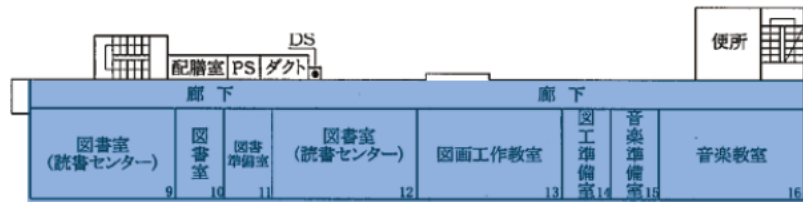




立入禁止



立入禁止



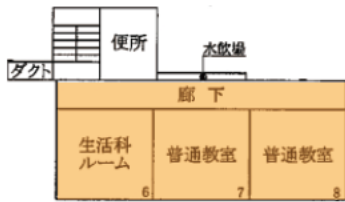
立入禁止

4階

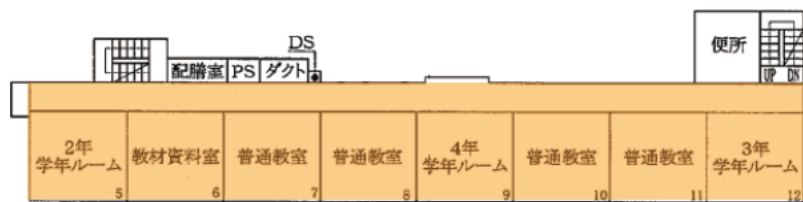
長期化した場合  
学校機能を優先する



居住区 (段階的に)

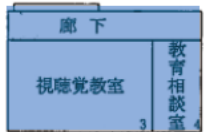


居住区 (段階的に)

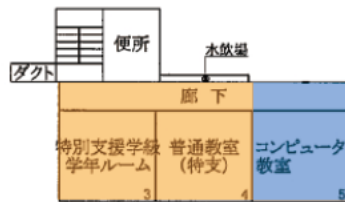


居住区 (段階的に)

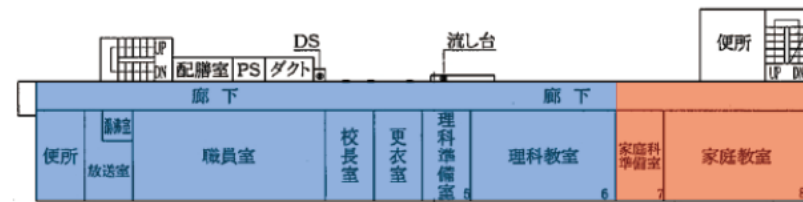
3階



立入禁止



居住区 立入禁止



立入禁止

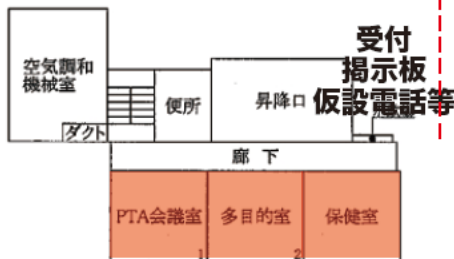
食料等保管・調理

2階

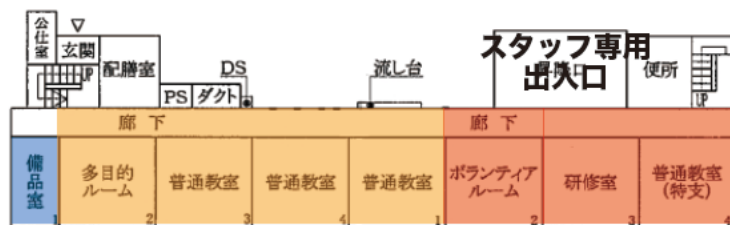
屋内ペット



遺体安置



運営委員会 救護室



居住区

物資置場

1階

# 感染症の対応について

## ①避難者の健康状態の確認

避難所到着時等に避難者の健康状態の確認

## ②十分な換気の実施及びスペースの確保

避難所内の十分な換気

なるべく密にならないように避難者の位置等スペースの確保

## ③避難所内の清掃による衛生環境の確保

消毒液を配置し、手洗いや咳エチケットの徹底

その他、避難所内の衛生環境の確保

## ④発熱等の症状が出た者のための専用スペースの確保

発熱等の症状が出た者のための専用スペースを確保

## ⑤関係機関等との連携

自宅療養中の軽症者の避難や、避難所内で新型コロナウイルスが発症時は、関係機関と連携して必要な対応への協力